

ウェブの社会改革構想の形成と『ロンドン・プログラム』：シドニーの都市改革論を手がかりに

江里口，拓

<https://doi.org/10.15017/3000119>

出版情報：経済論究. 94, pp.85-113, 1996-03-31. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



ウェッブの社会改革構想の形成と 『ロンドン・プログラム』

— シドニーの都市改革論を手がかりに —

江 里 口 拓

目 次

第1節 歴史的背景

第2節 公共サービスの市営化

1 消費生活の質的向上——水道・ガスの市営化を例に——

2 公共サービスと新しい労使関係——市街鉄道・ドックの市営化を例に——

第3節 地方税改革と中央政界

第4節 むすび

シドニー・ウェッブとビアトリス・ウェッブ (Sidney Webb. 1859-1947, Beatrice Webb. 1858-1943, 以下夫妻を表すときは“ウェッブ”いずれかを特定する場合にはそれぞれ“シドニー”, “ビアトリス”と表記する) は, 19世紀末から20世紀初頭にかけてのイギリスを, 社会諸制度の歴史的・理論的分析によって描き出した思想家として知られている。都市改革論, 協同組合論, 労働組合論, 救貧法改革論, 社会主義論など多岐にわたるその業績は, 彼らの社会改革構想の広大さを物語っている。もちろん, この事実は実践的な社会改革者でもあった彼らの関心が, 時代とともに様々な問題領域へと拡張されていった結果でもあった。それゆえに, ウェッブの社会改革構想の全体像を再構成するためには, 思想形成過程に即した内在的理解が欠かせない。本稿ではシドニー・ウェッブの初期著作である『ロンドン・プログラム』(1891年)を中心とする都市改革構想¹⁾を吟味することで, 彼らの多岐にわたる社会改革構想の端緒の特徴を明らかにしたい。しかし, 『ロンドン・プログラム』それ自体は, 極めて実践的な改革の書であったから, その歴史的な意義を明らかにするために

は、執筆の背景をあらかじめ検討しておく必要がある。

第1節 歴史的背景

世界にさがけて産業革命を達成したイギリスは、人口の増大とともに急激な都市化を経験した。繊維業・石炭業の発展によりマンチェスター、リバプール、グラスゴウなどの北部工業地帯が成長し、さらに19世紀中葉以降の機械業の台頭はバーミンガムなどの中部工業地帯を生み出した²⁾。1801年の時点で、首都ロンドンを除けば皆無であった人口10万人以上の大都市も、これら新興工業地帯を中心にあいついで出現し、イングランド・ウェールズの総人口に対して11.5% (1871年)、17.3% (1891年) を占めるようになった (ロンドンは除く)。1851年に行なわれた国勢調査の時点で、すでに都市人口が農村人口を追い越すなど、全国的な都市化の進展は明らかであったが、1870年代以降「大不況期」におけるイギリス経済の構造転換は、これにますます拍車をかけた。海外からの安価な農産物の流入により農業の衰退がはじまり³⁾、農村人口は減少し始めた (Daunton [1988] p. 37)。他方、イングランド南東部を中心としたサービス経済圏の発展⁴⁾ に促され、ロンドンの人口は、1851年の236万人から、326万人 (1871年)、423万人 (1891年)⁵⁾ へと増大し、ここに世界最大の都市が現われた。

こうした新しい都市社会は豊かさの象徴でもあった。19世紀の第3四半世紀には「ヴィクトリアの黄金時代」が謳歌され、労働者階級の中からも「労働貴族」と呼ばれる富裕階層が出現した。1873年以降、いわゆる「大不況期」に突入しても、絶えざる技術革新と着実な価格低下が進行し、実質国民所得はこれまでになく増大した。交通手段の発達につれて富裕層は都市郊外に新興住宅地を形成し、安価な消費財、娯楽、レジャーの普及といった大衆消費社会の到来とともに、労働者大衆もある程度の生活のゆとりを享受できるようになった。

だが、全国的規模で展開した都市部への人口集中は、都市生活の様々な面で問題を生み出したことも事実である。19世紀初頭において、水道・ガスへの需要増大に対し、未成熟な地方政府はなんら対策を講じえなかったが、その隙間

を埋めるべく成長していった民間株式会社も、世紀中葉にはその限界を露呈し始めた。1840年代には猛威をふるうコレラの原因が上下水道などの衛生設備の不備にあると広く認識され、民間水道事業に対する批判が高まったし (Hassan [1985] p. 534), 1860年代には民間ガス事業の供給能力が危ぶまれ、自治体による運営の必要が叫ばれた (Matthews [1986] p. 244)。低賃金労働者の居住区であったスラムでは、住宅環境は劣悪であり、死亡率は極めて高く、またアルコールへの依存による犯罪、労働モラルの低下などが大きな社会問題となっていた (Reader [1967] pp. 83-84, 訳113-114頁)。チャールズ・ブース、ピアトリス・ポッターらが19世紀末ロンドンのイースト・エンドで行なった社会調査は、こうした貧困の実体を如実に描き出した。

とはいえ、都市問題に対する当局の対応が皆無であったわけではなかった。1835年の「都市自治体法」(Municipal Corporations Act) 成立によって、各都市には代表制の都市議会が設置され、地方政府主導による都市改革の礎石が築かれた。同法は人口5万人以上の都市に適用されたが、ロンドンは除外された⁶⁾。したがって、地方政府主導による本格的な都市基盤整備は、ロンドンではなく、北部・中部を中心とした新興産業都市においてまず開始された。なかでも最も先進的であったのは、ジョセフ・チェンバレンに率いられたバーミンガムであった。チェンバレンは1874-76年の市長時代に、スラムの土地買収・浄化、ガス・水道の市営化などを実施し、ガス事業の収益をファンドに下水道整備、道路改良など様々な都市基盤整備に乗り出していった⁷⁾。マンチェスター、リバプールなどの地方都市においても、バーミンガムをモデルとした都市改革が続々と実施されていった。

こうしたなか、「都市自治体法」から除外され都市基盤整備にたちおくらせていたロンドンにおいても、徐々に改革の気運が高まっていった。まず、1855年に「首都工務局」が設立され、下水道整備、街路照明、舗装、街路清掃、住宅建設を担当した。1867年に設立された「首都アサイラム会議」は、簡易宿泊施設、病院の経営に着手した。「ロンドン学務委員会」(1870年設立)は、ロンドンの初等教育を管理し、「ロンドン港湾公衆衛生局」(1872年設立)は、港湾地域における公衆衛生を担当した。だが、これらの簇生した各当局の行動には相互の

連携が見られず、それどころか行政権限の重複、汚職などによる行政の非効率という問題が生み出されることになった。この現状打開をめざして、「都市改革協会」(1866年)、「ロンドン都市改革同盟」(1884年、後に「進歩党」)、「フェビアン協会」(1884年)があいついで結成され、住民の直接選挙により選ばれた地方政府をもとめる運動を繰り広げた (Byrne [1981] pp. 85-86)。

政府は、ようやく1888年に「地方政府法」(Local Government Act)を可決し、「ロンドン州議会」(London Country Council, 以下, LCC)を創設した。1889年に行なわれた LCC 第1回選挙では、戸主選挙権⁸⁾を獲得した労働者大衆の支持のもと、「進歩党」議員が過半数の議席を占めた。「進歩党」議員の中心は、急進的なミドル・クラスと組織労働者であり、その理論的指導者として活躍していったのが本稿の主人公であるシドニーであった⁹⁾。第1期 LCC は、低家賃住宅の建設などの成果をあげたが、一層の改革推進のためには LCC 自体の権限拡大が急務であった。LCC は、住宅建設、下水整備など「首都工務局」の権限を引き継いだのみで、「ロンドン学務委員会」、「首都アサイラム会議」などに対する統制権をもたなかったこと、ならびに、公営企業の運営・監督権の欠如によって、ガス、水道事業などは依然として民間企業に放置されていたことなどがその主な理由であった (福永 [1986] 53頁)。地方政府が新たな行政権限を獲得するためには、国会を通じた新たな法制定が必要であったから、「進歩党」は中央政界との密接な結び付きを求めていくことになる。

中央政界において、こうした「進歩党」の動きに歩調をあわせたのが、グラッドストン自由党であった¹⁰⁾。アイルランド自治法案 (1886年)をめぐる党の分裂により野に下った自由党は、『ニューカッスル綱領』(1891年)を掲げ、党組織の立て直しをはかっていた。自由党の大衆組織「全国自由党連盟」は、盟主チェンバレンの離脱後、新しい指導者シュナッドホーストに率いられ、より広範な支持基盤を模索していた。とりわけロンドン選挙区については「進歩党」員の支持獲得が企図され、『ニューカッスル綱領』には LCC の自治権拡大、ガス、水道、市場、警察規制権の LCC への付与、敷地評価額課税、地方税の軽減などの提案がもりこまれた (若松 [1991] 185頁)。1884年の議席再配分により、22から59へと議席が増加したロンドン選挙区は、再出発をはかる自由党に

としては大きな魅力を持っていたからである¹¹⁾。こうしてロンドン改革の気運は、中央政界をもまきこむ国民的レベルにまで波及していったのである。

このように、シドニーの『ロンドン・プログラム』は、LCC の活動方向をめぐる全国的な関心の高まりの中で提出されたものであり、その背後には、大都市ロンドンにおける問題の累積と、労働者大衆の政治進出という歴史状況があったと言えよう。節を改め、シドニーの提案の内容についてたちいて検討してみたい。

第2節 公共サービスの市営化

1 消費生活の質的向上——水道・ガスの市営化を例に——

まず水道事業をめぐるシドニーの提案を取り上げよう。19世紀初頭の地方当局には、水道事業のために公債を発行する権限はなく、こうした事態は1835年の「都市自治体法」の成立後もしばらく変らなかった。したがって、19世紀前半において、都市化とともに増大する水需要に対処したのは、株式会社形態をとった民間企業であった。だが1840年代になると、当時猛威をふるっていたコレラの原因が上下水道設備の不備にあることが広く認識され、中央政府は各自治体による水道事業運営を指導していった。以降、19世紀後半を通じ、数々の地方都市では、自治体による民間企業からの設備の買収、自治体自身による新規の事業運営が続々と開始されていった。ところが首都ロンドンの水道業者は、国会に対する強力な支配力を活用し、自治体による参入を阻んでいた（以上、Hassan [1985] pp. 532-533）。というも、業者にとって、高利潤が見込まれるロンドンの水道事業には大きな魅力があったからである。

当時、ロンドンの水道料金は、現在のようなメーター方式ではなく、水道を使用する各住宅の年賃貸価格に対して一定割合を課す「水道レイト」によって徴収されていた。過密が進行する中で、住宅の年賃貸価格は着実に上昇していたので、これに比例して水道料金も上昇していったし、年賃貸価格に対する「水道レイト」の比率自体もたびたび引き上げられた。水道業者は、あえて水供給を増加させなくとも、着実に増大する莫大な利益を手に入れることができた

のである。

その結果、ロンドンは次のような問題に直面したとシドニーはいう。

「現在、ロンドンの水供給は、量が不十分であり水質の安全性にも欠けている。1人あたり消費量の増大がなかったとしても、人口が少し増大しただけで現在の供給限度を突破してしまう。しかし実際には、1人あたり消費量も急速に増大している。現在では、安定的に供給されている住宅は、ロンドン全体の半数にも満たない。」(Webb [1891] p. 32)

20年間で100万人という急激なテンポでの人口成長に加え、生活水準の上昇による浴場・洗濯場の普及とともに、ロンドンの水需要は着実に増大した。さらに、主要な水源であったテムズ流域は汚濁が進み、不十分な濾過設備のもとで水質の悪化は避けられなかった。こうした事態が放置されるならば、ロンドンはやがて水不足やコレラの蔓延という深刻な事態に陥ってしまうだろう、とシドニーは警告する(以上、Webb [1891] pp. 33-34)。

この打開策として、シドニーは、水道事業の市営化を提唱する。汚濁が進んでいる現在の水源はすべて放棄され、その汚水は消防・街路の洗浄用にのみ向けられる。かわりに、専門家による調査・計画を通じた大規模な水源開発、既存設備の買収など、自治体による直接的な運営が実施される。この施策によって衛生規準はみたされ、安価で大量な供給が可能になろう¹²⁾。急激なロンドンの都市化に対応するために、水道事業の市営化は緊急の課題だとシドニーは主張するのである(以上、Webb [1891] p. 34)。

だが、市営水道事業の使命とは、単に都市の最低必要量の確保にとどまらないうとシドニーはいう。

「あらゆる教区には無料の公衆浴場・洗濯場が備えられ、公立学校にはプールと水泳の教師が、駅・公共建築には水飲み場と手洗い場が、公園には水浴び場とスケート場が備えられたならば、この一項目では並外れて壮麗であったローマ帝国にも、我々は決してひけをとらないと世界に示そうではないか。その時にはすでに、各部屋とまではいかずとも各階への水道の設置が、衛生の最低条件として家主に義務付けられていようし、ひいては労働者の住宅においても、昨今の別荘のように、風呂がありふれた必

需品となっていよう。」(Webb [1891] pp. 208-209)

シドニーは、水道事業の市営化を通じて、各世帯のすみずみまでの豊富な水使用の浸透、ひいては教育、娯楽面での水使用の増大による、文化的な都市生活の創造を提唱したのであった。

次にガス事業に対するシドニーの提案を検討してみよう。1801年、ロンドンに最初のガス灯がともれさせて以来、ガスは主に街路・室内の照明手段として広く利用されていった。1888年の電灯事業法によって電力産業への優遇措置がなされ、電力の供給がようやく途についたものの、ガス灯の地位は依然として圧倒的であった。ロンドンのガス事業は、1855年の時点では20社の民間企業によって遂行されていたが、引続く合併によって巨大企業3社にまで整理統合された。この吸収・合併の過程と平行して合理化が進み、料金は約半分に引き下げられた。ところが、1890年の8月に、料金の10%値上げが実施されることになったのである。このガス料金の値上げに対し、シドニーは次のように述べる。

「我が国の特許独占制度のもとでは、ガス料金の決定は、生産費ではなく〔消費者の〕必要度に関する重役連の推計に依存していると経済学者は主張してきた。競合する企業どうしの合併によって、競争という〔消費者の〕保護手段が消滅していったのは当然のことであり、ロンドンのガス料金は、現在、横暴きわまりない状態に置かれている。」(Webb [1891] pp. 45-46, [] 内は引用者)

ガス事業のように莫大な固定資本を必要とする業種では、その発起人の利益保護のために営業許可制度が行われていたが、それゆえに他面では新規参入が阻止され、独占的な市場構造が容易に出来上がってしまう。消費者にとってガスは基礎的な生活必需品であるから、絶えず一定量の需要が存在し、それを基礎に価格が不当に引き上げられやすい。シドニーは、ガス料金に占める生産費の割合は約6割に過ぎない、とガス業者が手に入れている利益の不当さを告発するのである(以上、Webb [1891] p. 47)。

こうした弊害を打破するためにシドニーはガス事業の市営化を提唱する。ロンドン以外に目を向ければ、市営ガス事業を運営する地方当局はすでに173にもものぼっていた。とりわけ、チェンバレンに率いられたバーミンガムでは、あ

る程度の料金の引き下げに加え、事業からの収益をファンドに貧民用の住宅建設、道路建設などの公共事業が実施されていった。だがシドニーは、ロンドンにおける市営ガス事業の具体的な運営にあたって、チェンバレン流のそれを批判し次のように述べていた。

「しかし、市営ガス事業からの金銭的な利得に目をとらわれてはいけない。必要以上に高いガス料金を課し、この余剰金を公共事業に費やしているマンチェスターの市民がいったい賢明であるかどうかは疑わしい。なぜなら、ガスは事実上巨大都市の生活必需品になったからであり、首都においてそれが停止すれば、想像も及ばないほどの悲惨と損失をもたらすだろう。……ロンドン全域向けの巨大ガス貯蔵設備の目的は、配当金や賃金の支払いではなく、ロンドンの100万世帯に対する灯火、熱、エネルギーの供給であることを、ロンドンは肝に命じなければならない。」(Webb [1891] p. 52)

地方都市では、ガス事業が市営化されても、従来の高いガス料金がそのまま引き継がれている点が批判されている。たとえこうして得られた「余剰金」が公共事業に費やされるとしてもである。なぜなら、可能なかぎり価格を引き下げ、消費者大衆の利益を直接に確保することこそが、ガス事業の市営化を提唱したシドニーの第一のねらいだったからである。価格が下がれば、ガスは照明用としてだけでなく、家庭内における暖房・調理用に広く活用されるようになる¹³⁾。シドニーは、各家庭のすみずみにおけるガス利用の多様化を通じた、より高度な消費生活の実現を、ガス事業の市営化に託したのであった。

以上、シドニーは水道・ガスといった生活に欠かせない基礎的なサービス供給が、都市化によって危機にさらされていることに着目した。人口の増大・生活水準の上昇につれてその重要性は増すばかりであるのに、利潤原理にもとづく民間企業は、消費者のニーズを十分に満たせていないからであった。だが、事業の市営化によれば、消費者の要求に直接に対処できる。シドニーは、公共サービスの安価で安定的な供給を通じた、都市住民の生活向上を構想したのであった。

だが、公共サービスの安定的な運営にあたっては、それを供給する側の問題、

すなわち公共部門の労使関係についてのたちいった考察が欠かせなかった。実際、上述のガス事業においても、1889年に大規模なストライキが発生するなど、その安定供給が危ぶまれていた¹⁴⁾、とりわけ、市街鉄道、ドックといった不熟練部門においては、労働不安が最も先鋭化していた。都市住民の生活向上という観点からすれば、これら交通・運輸サービスの重要性はますます増大していたといえよう。シドニーはこの両部門を取り上げて、公共部門における新しい労使関係のあり方について議論しているので、それを次に検討してみよう。

2 公共サービスと新しい労使関係—市街鉄道・ドックの市営化を例に—

1840年代における鉄道ブームの到来以前、ロンドン市街地にはすでに堅固な建築物が密集していたために、地方からロンドンに乗り入れる路線は全てターミナル形式をとらざるをえなかった。都市化の進展とともに、市街地内を結ぶ短距離交通手段の必要性が高まったものの、馬車は依然として高価であったし、何よりも幹線道路の不備による大渋滞は深刻であった。そこで、大衆向けの新しい短距離輸送手段として発達していったのが市街鉄道であった¹⁵⁾。当時、ロンドンの市街鉄道は11の民間株式会社によって運営され、営業成績も順調であった。なかでも路線の3分の1以上を所有していた最大企業ノース・メトロポリタン社は、9～10%もの高配当であった。

ところが、その従業員の労働条件は、不熟練労働者の中でも最低の部類に入るほど劣悪なものであった。彼らは、21シリングの週賃金と引き換えに、休日もなく、一日あたり16時間もの労働を強いられていたのである。こうした状況のもと、市街鉄道労働者も「市街鉄道労働者全国会議」を結成し、強力な組織力をもって対抗しようとしていた。1889年のロンドン・ドック・ストライキに代表される不熟練労働者の運動の高まりの中で、市街鉄道部門の労使関係はまさに一触即発の状態にあったといえよう。

この状況を察知したシドニーは、市街鉄道の不安定な労使関係が、都市全体をも危機に落とし入れる可能性があるという。

「ロンドンの市街鉄道サービスの停止は、日々、何百万の人々の不満をうみだすであろう。労働者の住宅におおわれている巨大都市ロンドン、市街

鉄道による都心との連結によってはじめて成り立っている。シティ・ロード、エレファント・アンド・キャッスル、およびベックハム、ブリクストンにつながる大動脈を走る車両を朝夕に利用している群衆は、もし市街鉄道がピケットングにより停止したとすれば、時間通りに職場に到着することが困難になる。日曜日にはうす汚れた町から郊外へ脱出するために市街鉄道を利用している何百万の人々にとっても、それは同じように耐えがたいものである。」(Webb [1891] pp. 76-77)

ここでもシドニーは19世紀末イギリスに出現した新しい産業社会が、都市に特有な生活様式を生み出したことを十分認識し、これを立論の基礎に据えようとしている。都市の拡大につれて、周辺部の住宅と都心部の職場とを結ぶ通勤手段が不可欠となってきていたし、余暇を郊外で過ごすという生活様式が普及しつつあったからである。こうした近代都市に固有な生活様式は、市街鉄道を不可欠としている以上、ストライキによってそのサービスが停止してしまえば、都市の円滑な機能がたちまちにして麻痺してしまう、とシドニーはいうのである。

だが同時にシドニーは、劣悪な労働条件に対する労働者の不満も正当であるという。市街鉄道サービスの安定供給のためには、労働問題の解決が急務である。その解決のためにシドニーが提案したのは、LCCを通じた市街鉄道の市営化である¹⁶⁾。当局による買収に際し、その賃金は地方債によってまかなわれるが、配当を確保する必要がないので、営業利益から公債利子を支払っても莫大な余剰金が残る。くわえて、事業の統合によって経費も節約される。こうした余剰金は、労働条件改善のために活用可能になろう(以上、Webb [1891] p. 84)。しかも重要なことに、市営事業の場合には、私企業と違った新しい労使関係が展開しうるのはずだとシドニーは言う。

「都市自治体の有権者としての賃金労働者が、労使紛争よりも平和的にその目的を達成しうる実践的手段がまさにここにある。私的な利益ではなく公共の利益のために産業が運営されている場合、雇用条件を決定するのは一般大衆であることは明らかだ。労働者によって選出された都市・州議会に対して、労働者が反抗することは明らかに不条理である。産業組織の最

終段階においては、必然的に投票用紙がストライキにとって代わり、最終的に“平和的労使関係”が“人々の幅広い意志の上に”定着し、もはや“労使紛争”という不安定な拮抗状態のなかでぐらつくことはないであろう。」

(Webb [1891] pp. 84-85)

市街鉄道労働者の雇主は、今や、住民全体によって選挙された LCC となる。当時、LCC 選挙は自治体雇用労働者への労働政策を一つの争点に戦われていた。世論の高まりとともに、1889年3月、LCC は、自治体雇用労働者に対し、その職業で一般に「公正」とみなされている賃率・労働時間の確保を決議するなど、労働条件に対する規制を定めていた¹⁷⁾。こうした状況の中で、自ら選挙権を有する労働者は、ストライキに訴えることなく、市当局による「労働者の適切な処遇」を公約した候補者に投票することで、その要求を実現するようになる¹⁸⁾。こうして、市街鉄道の労働問題は平和的に解決され、サービスの安定供給が確保される、とシドニーは展望するのである。

次に、ドック部門に目を向けてみよう。19世紀を通じ、海運の中心として発展したロンドンには、東部のテムズ河岸を中心に多数のドックが建設された。ロンドンには、植民地を含めた海外諸国からの産品が荷揚げされ、文字通り帝国の首都としての活気がみなぎっていた。だが、イースト・エンドと呼ばれたこの地区一帯には、ドック周辺で働く不熟練労働者が居住し、スラムを形成していたことも事実である。労働者は大部分が臨時雇用であり、毎朝ドックの門前に群がりつつも、その一部しか仕事にはありつけないという有様であった。

こうしたなか、1889年夏にロンドン・ドック・ストライキが勃発する。ベン・ティレット、ジョン・バーンズ、トム・マンら「新組合主義者」に率いられたドック労働者は、「河岸・港湾労働者組合」を結成し、時給6ペンスの最低賃金、4時間の最低雇用、請負制度の廃止などの要求をかかげてストに突入した。組合は当初からスト資金の不足に直面していたが、同情的な世論の高まりによる各方面からの莫大な寄付金に助けられ、1889年9月ついに勝利を収めた(前川 [1965] 53-68頁)。だが、ドック労働者の勝利も長くは続かなかった。1890年の冬までに、彼らは獲得した条件を全て失うことになったのである。「船舶連盟」を中心に結束した企業側が、スト破りの導入や、ひき続くロックアウト

トによって反撃を開始したからであった。

こうしたドックをめぐる不安定な労使関係に対し、シドニーは次のように言う。

「ロンドンの一般市民は、ここ数年の間、〔ロンドンの貿易拠点である〕テムズ河を事実上失ってしまうのではないかという不安にさいなまれている。なぜなら労働争議は止むことなく、経営は誤った方法でなされているからであり、このことを市民はそれぞれロンドンのドック労働者と企業とのせいであると考えようになった。世間の信用とは、はかない草花のようなものであるのに、もし、この世界最大の港で、労働争議は予測できないし、荷物は遅れ、危険にさらされ、余計に留め置かれてしまいかねないという悪評が船主の間で流布すれば、ロンドンの商業は一体どうなるのであろうか、と市民は心配しているのである。」(Webb [1891] p. 62, [] 内は引用者)

ドック・ストライキ以降の労働不安によって、巨大都市ロンドンを支える輸送体系の根幹が危機にさらされているというのである。ドック・ストライキで獲得した地歩の喪失以降、組合側には、新規加入者を排除し、ロンドン全体への十分な輸送サービスの提供を犠牲にしても自らの利害に固執するという傾向が見られた。他方、企業側は、巨大企業4社への合併を進め、労働争議の主導権を握るようになった。だが、シドニーによれば、ドックは、雇主や労働者のためではなく、「それを取り巻き、それを存在たらしめているところの社会全体の利益ために」運営されねばならないのである(以上、Webb [1891] pp. 63-67)。

そのためには、ドックの市営化を通じた労働不安の解決が不可欠であるとシドニーは力説する。「港湾会議」の設立を通じ、ドックはLCCの管轄下に置かれる。すでに述べたようにLCCは、「公正賃金運動」の高まりを背景に、自治体雇用労働者の労働条件に規制を加えつつあった。こうしたなか、組合側は、従来のように大規模なストライキに訴えることなく、「港湾会議」への代表者を通じてその要求を実現できるだろう。ドック労働者は常勤職員となるから、従来、ドックの門前で繰り広げられていた仕事の争奪は消滅するはずである。それのみならず、ドック労働者の労働条件も大幅に引き上げられるだろう。シド

ニーは、1889年のドック・ストライキによっていったん確立された「時給6ペンス」を、ドック労働者を含めた自治体雇用労働者全体に対する「モラル・ミニマム」賃金として提唱していたからである¹⁹⁾。

「ある資本家が損をした場合には、貧民を犠牲にして補填すればよいだとか、飢餓すれすれの人々の間に激しい競争がある以上、“モラル・ミニマム”賃金以下が支払われても仕方がないだとか、こうした考え方に対して、世論は今やきっぱりと反対しているのだ。」(Webb [1891] p. 63)

シドニーは、世論を背景にしつつ、ドック労働者のような最下層の労働者に対し、LCCが最低賃金の支払いを確保することを主張したのである²⁰⁾。市営化を通じて、ドック労働者は、LCCによる積極的な労働政策の恩恵を享受できるだろう。それによって、ドックには平和的な労使関係が構築され、ひいてはロンドン市民の消費生活の向上が達成されるとシドニーは主張したのである。

以上、本節で検討してきたように、公共サービスの市営化をめぐるシドニーの提案には、都市住民の生活の向上が第一に掲げられ、それを達成するための一方策として、新しい労使関係のあり方も示唆されていた。だが、都市住民の生活向上を一層推進するためには、LCC自体の財源問題が改めて遡上にのせられねばならない。シドニーは、LCCからの補助金による水道事業運営や市街鉄道の無料化などを構想していたし、すでにLCCは下水道・道路建設など多くの事業を運営していたからである²¹⁾。とすれば、「ロンドン全体での財源の開発がなければ、ロンドンの“市営化”は実際には完成しない」ことにもなるう (Webb [1891] p. 199)。節を改めて『ロンドン・プログラム』における地方税改革案を吟味しよう。

第3節 地方税改革と中央政界

第1節で述べたように、「都市自治体法」(1835年)から除外され都市基盤整備に遅れをとったロンドンでも、19世紀中葉以降には「首都工務局」、「ロンドン学務委員会」、「首都アサイラム会議」などの諸当局があいついで設立され、都市改革が徐々に進行していた。これら各当局の財源は、そのほとんどがレイ

トによって調達されていた。レイトとは周知のように不動産占有者が支払う賃貸料に対して一定割合を課す地方税である。納税は不動産所有者によって代行されたが、不動産占有者は、賃貸料にレイトを上乗せして所有者に支払っていた。各当局による活動の開始はレイトの税率引き上げをもたらし、不動産占有者＝都市住民大衆の間で重税感を生み出したとシドニーはいう²²⁾。

「このような感情が高まった理由は容易に理解できる。一昔前の社会では、地方当局により支出される金額はわずかで、その目的も限られていた。しかし、最近になると地方当局の支出は非常に増大した。これは人口増大のせいだけではない。一方で衛生その他の日常サービスをより徹底的にかつより大きな費用をかけて遂行することが必要になり、また他方で初等教育、人々のための公園・広場といった多くの新項目が、それらの取り分を要求するようになったからである。」(Webb [1891] p. 150)

地方経費の着実な増加により、それは国家経費に比して実に75%以上を占めるようになっていた。地方経費の増大はとりわけ都市部においてめざましかったから、ロンドンを含めた都市部での重税感もまた大きかったのである。

こうした中で1888年に LCC が設立され、戸主選挙権のもと労働者大衆が大きな発言力を発揮しうようになった。歳入の約8割をレイトにたよる LCC は、その設立と同時に、今や選挙権という裏付けをもった労働者大衆からの不満に直面したのである。シドニーはこうした政治状況の変化を直視し、「現在のレイトを増大させようという提案はロンドンでは承認されないだろう」と言う。だが他方で、「特にロンドンにおいて、これまで山積されてきた問題に対処し、さらに都市の成長に適切に取り組むためには、追加的な資金が緊急に必要とされている」。この観点に立って、シドニーは、現行の地方税制の欠陥を暴露する(以上、Webb [1891] p. 159)。

「首都の行政、貧民の維持さらには改良工事のために必要な財源は全て、レイトによってまかなわれ、それは地方当局が管轄する区域内の土地・家屋占有者にもっぱら課されている。不衛生な地区の整備は、近隣の不動産価値を大きく上昇させたことだろう。スラム街の撤去は、かなりの範囲にわたって賃貸料を増大させただろう。テムズ河岸通りや新しいストリート

は、全く新しい「不労増分」を生み出したことだろう。しかし現在のところ、改良工事によってこうした利益を得た不動産所有者はなんの税負担もしていない。財源の全てはレイトによって調達され、(賃貸料が安い家屋をのぞけば) それはほとんど例外なく占有者から徴収されている。」(Webb [1891] p. 151)

衛生設備の整備、スラム・クリアランス、道路の施設などの改良工事は、レイトすなわち不動産占有者である都市住民大衆の負担によってまかなわれている。改良工事は周辺地区の生活環境を改善するから、不動産の価値および賃貸料が増大する。だが、現行の地方税制のもとでは、都市改良によって生じる莫大な「不労増分」＝不動産価値・賃貸料の増加分が、地主階層へと帰属するままに放置されている。都市改良の財源は、広く都市住民によって負担されているものの、地主階層のみが、そこから莫大な利益をむさぼっているのである。

したがってシドニーは「不労増分」の地方財源への吸収を主張する²³⁾。地主階層が受け取っている莫大な「不労増分」は、地方政府の公的な活動により生み出された以上、全て地方政府に返還されるべきだというのである。「不労増分」を地方財源へ吸収すれば、占有者層の負担を増大させることなく、より一層の公共サービスの充実が可能になる。結果的に、地主階層から都市生活者大衆へと実物的なサービスの再配分が達成されることにもなる。

だが、地方政府が新たな財源を獲得するためには、国会で新たな法律を通過させねばならない。したがって、シドニーの都市改革構想は、中央政界における政治状況をも、その射程に取り込まざるをえない。まずシドニーは、国税において不動産所有者の賃貸料収入に課税がなされているという先例²⁴⁾に着目し、その地方税への応用を検討する。シドニーはこうした新しい税を「地方資産税」と名付ける。だが、シドニーは中央の政治状況を直視した上で、「地方資産税」は、当面その実現が困難であると考えていた。なぜなら、「地方資産税」は、賃貸料からの純収入を減少させ、不動産価値の減少につながる恐れがある以上、地主階層から「財産の没収」と見なされかねない。とりわけ上院議員の出身階層を考慮すれば、「地方資産税」案が否決されてしまうのは必至であるというのである²⁵⁾ (Webb [1891] pp. 160-164, pp. 199-200)。

こうした「地方資産税」の代替策としてシドニーが提出したのが「地方不動産相続税」に他ならない。それは、不動産所有者が死亡した際に、不動産価値に対する一定割合を地方当局が徴収するというものである。シドニーは、「地方不動産相続税」こそが「かの財源の宝庫である“不労増分”を手に入れる最良の手段である」とその利点を強調していた。というのも、相続税は不動産所有者の死後に支払われるために、所有者の生前に財産価値が下落することはない。加えて、相続人は自らが将来の所有者であることに對し比較的無関心である。シドニーは、その実現の見込みにおいて「地方不動産相続税」はかなり現実的であると主張する (Webb [1891] pp. 202-205)。

『ロンドン・プログラム』出版直後の1892年には、国会の総選挙が行なわれ、『ニューカッスル綱領』を掲げたグラッドストン自由党内閣が成立した。第1節で述べたように、『ニューカッスル綱領』のロンドン改革案には、「敷地評価額課税」案がもりこまれていたが、同法案は国会に提出されることはなかった。こうした状況を目のあたりにして、シドニーは「グラッドストン氏は何をなすべきか？」(1893年)という論文を発表し、次のように主張する。

「もしウィリアム・ハーコート卿がこの公約を実行しなかったら、すなわち地主資産税の拡張、都市当局向けの地方相続税もしくはその代案が、予算案に実現されなかったら、ロンドン選出の国会議員は、選挙区に手ぶらで帰るだけでなく、大臣がロンドンの利害を無視した結果、レイトが増額されるはめになったという知らせを持って帰らねばならない。政治算術の専門家は、すでに、自由党勢力にとって進歩党勢力の追加がもつ意味に注目してきた。もし LCC の進歩党議員が、自己防衛のためにやむなく自由党を拒絶することにでもなれば、自由党議席数の減少という結末が予測されるだろう。グラッドストン氏は、ロンドンではただか6議席の浮き沈みがあるだけだと計算しているかもしれないが、彼は、ロンドンが地方諸都市の“進歩派”分子に対してますます指導的な地位を発揮するようになっていくことが分かっているようだ。」(Webb [1893] p. 286)

1884年の議席再配分によって、都市部の国会議員定数は飛躍的に増大し、今や、中央政界の行方は、都市住民大衆によって大きく左右されるようになった。ロ

ンドン選挙区における自由党の躍進も、『ニューカッスル綱領』の地方税改革案に対する「進歩党」の支持によって可能になったものである。とすれば、グラッドストーン自由党は、地方税改革を断行しなければ、ロンドン選挙民の支持を失ってしまうだろう。加えてロンドンが抱える問題は、今やイギリス全土の工業都市にとっても典型となりつつあった。全国的規模での都市化の進展にともない、労働者大衆の政治的躍進は歴史的に不可避の傾向である。シドニーの地方税改革提言は、まさにこうした大衆政治の到来という歴史認識に裏付けられていたのである。

第4節 む す び

第1節で述べたように、産業化にともなう都市部への人口集中は、都市生活において様々な問題を生み出した。水道・ガスなど都市生活において基礎的な消費財の供給はたちおくれ、下層労働者が居住するスラムには貧困が根強く残っていた。こうした諸問題は北部・中部の工業都市だけでなく、世界最大の都市として発展を遂げていたロンドンにおいて最も深刻であった。だが、北・中部の地方都市が先進的な取り組みを開始したのに対し、ロンドンはこれに取り残されていった。1888年の「地方政府法」により LCC が創設され、労働者大衆がその選挙権を獲得するや、本格的な都市改革が開始された。こうしたなか、シドニーは都市住民の生活向上を主眼とした改革構想を打ち出した。

民間企業によって運営されている水道事業は、事業主に莫大な利潤をもたらしている一方で、質・量ともに都市生活の必要を満たせずいた。水道事業を市営化すれば、安価で大量の水供給が可能になり、ひいては都市生活の様々な面で水利用が増大し、生活の質も向上する。ガス事業は、少数の民間企業による独占状態にあり、生産費をはるかに超えて料金が引き上げられていた。ガス事業の市営化が達成されれば、価格が引き下げられ、これによって様々な用途へのガス利用が可能になる。シドニーはまず都市住民大衆の基礎的な消費財に目を向け、その質的向上を目指したのである。

さらに、公共サービスの安定供給の確保を期したシドニーは、公共部門にお

いて新しい労使関係が樹立される必要があると指摘した。市街鉄道部門においては、低賃金・長時間労働といった劣悪な労働条件のもと労使関係は極めて不安定な状態にあり、サービスの安定供給は危機にさらされていた。これを回避するためシドニーは、市街鉄道の市営化を通じて平和的労使関係を構築するように主張した。またロンドン全体の物資輸送の要であるドックは、ドック・ストライキの余波もあり、度重なる労働不安にさらされていた。シドニーはこの状況を打開しようとドックの市営化を提唱した。そのもとで築かれる新しい労使関係は、平和的なものになるはずだったからである。臨時雇用労働者の正規雇用への転換、労働条件の引き上げが提唱され、これとの関連で「モラル・ミニマム」賃金を自治体雇用労働者全体に対しても適用すべきだという原理が提示された。

公共サービスの市営化を通じた市民および労働者大衆の経済的地位の向上は、それを一層推進するためにも新たな財源を必要としていた。だが、現実には都市住民大衆は、レイトのあいつぐ引き上げによって重税感にあえいでいた。そこでシドニーは、都市改良の結果、地主に帰属している莫大な「不労増分」に注目した。シドニーは、「地方不動産相続税」の導入によって「不労増分」を地方財源へ取り込むことができれば、より徹底した公共サービスの提供が可能になると展望した。

以上が『ロンドン・プログラム』を中心としたシドニーの都市改革構想の概要である。みられるように、シドニーの都市改革構想の主眼は都市住民の消費生活向上に置かれていた。だが、見落してならないのは、シドニーの議論の中に新しい労使関係の方向性や、当局の新しい役割に関する独自の視点が内包されていたことである。もちろん、都市改革構想の直接の対象は、公共サービス部門に限られていたので、こうした視点は消費財・サービス一般の生産・供給に従事している民間部門においても活かされていく必要があった。ウェッブ自身、このことに十分に気付いていたと思われる。そのことは、ピアトリスの消費者協同組合論²⁶⁾や、ウェッブが後に取り組んだ労働組合論の中にうかがわれるように思われるが、ここでは後者との関連について言及するに留めたい。

ウェッブは労働組合論の形成にあって、LCC の「公正賃金条項」をめぐる経

験を活かしていったことが注目される。『ロンドン・プログラム』出版直後の1892年5月、LCC は、自治体雇用労働者に対する「労働組合賃金率」の採用を決議するなど、その労働政策をいっそう展開させていった²⁷⁾。また、労働組合が存在しない部門については、週24シリングという「モラル・ミニマム」の支払いを決議した。ここで重要なことは、自治体雇用労働者に限定されていたLCC の労働政策の運営原理を、民間部門を含めた全ての労働者にも応用するという発想をウェブが育んでいたことである²⁸⁾。

労働政策の対象が民間部門全体へと拡張されるということは、その政策主体が地方政府から中央政府へと転換することを意味する。実際、ウェブは『労働組合運動の歴史』(1894年)において、石炭・綿業から現われた「労働条件の立法的規制」を求める運動に着目した(江里口[1895-a])。だが、労働者の雇主が自治体したがって究極的には消費者市民である市営サービス部門とは異なり、民間部門の雇主は利潤原理に基づく私企業である。したがって、この領域において中央政府による「労働条件の立法的規制」を主張するにあたっては、それが国民経済全体に対して持つ経済的意義を明らかにしなければならなかった²⁹⁾。まさにそのことこそ、ウェブが『労働組合運動の歴史』以降、執筆に取り組んでいった『産業民主制論』(1897年)の課題であったが、それに先立ち、シドニーは「ロンドン州議会の業績」(1895年)という論文を発表し、「公正賃金条項」をめぐるLCC の経験をふりかえり次のように述べていた。

「工場法、鉱山規制法、教育法が、産業界で繰り広げられる競争に対し、婦人・児童の長時間労働、衛生対策の無視などによる廉価の追求を“禁止”しているのと同じように、ロンドンの人々を代表するLCC は、賃金労働者の生活水準の抑圧によってもたらされる廉価を利用したりしない。工場法が経済学的な称賛を勝ちえたのは、人道的な根拠だけでなく、産業能率への積極的な貢献によってでもあったように、現在幅広く承認されている公正賃金条項も、同じ理由から経済学的な称賛を勝ち取るだろうことが確実に予想される。」(Webb [1895] p. 146)

シドニーは、LCC による「公正賃金」の導入が労働者の能率を大いに高めるだろうと主張し、その理由を次のように説明する。「労働者間の競争は、前におと

らず激しいであろう。しかし、それは価格を引き下げ、それによって国民全体の生活水準を引き下げようとする競争ではなく、効率を増進させ、実際には生産費を引き下げることになる競争である」と (Webb [1895] p. 145)。シドニーによれば、「公正賃金」が敷かれた場合にも、労働者間の競争は決して衰えない。だが、競争の内容が変化することが重要なのである。すなわち、自らの労働力を雇主へ投げ売りするのではなく、労働力の質を積極的に高めようとする競争が生まれるのである。この捉えかたが、『産業民主制論』における「コモン・ルールの方策」³⁰⁾、「ナショナル・ミニマム」の提唱へと引き継がれていることは明らかであろう。このように『ロンドン・プログラム』以降の論述を一瞥しただけでも、ウェッブが都市改革構想の中で鍛え上げていた思考は、彼らの社会改革構想の重要な基軸を据えることになったと評価してもよいように思われる。

注

- 1) ロンドン改革をめぐるシドニーの著作としては、1889年から1891年にかけての一連の『フェビアン・トラクト』(No. 8, 10, 24, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37)があるが、『ロンドン・プログラム』(Webb [1891])はこれらの集大成といえよう。それ以外のものとしては、Webb [1889-b], Webb [1893], Webb [1895], Webb [1899]がある。また、『イングランドにおける社会主義』(Webb [1890])は、ロンドン問題を直接にはあつかっていないが、後述する自治体の労働政策をめぐる基本的な発想がみられる。なお、『ロンドン・プログラム』をめぐる研究としては、すでに岡 [1975]がある。岡 [1975]は、『ロンドン・プログラム』における「改革主体」が、投票権を有する全市民の意志を反映した自治体議会とされていること、およびその結果として、労働者の階級的利益が軽視されていることを同書の「欠陥」として指摘している。その理由として、労働組合が「公共の利益と相反する」ものと把握され、都市改革における労働組合の役割が無視されていることがあげられている (岡 [1975] 47-48頁)。同様の見解として、犬堂 [1968] 101頁も参照。だが、福永 [1985]も指摘しているように、都市改革における主体とは、もとより市民以外にはありえないのではないか。『ロンドン・プログラム』においてシドニーが提示しようとした都市改革構想が、本来こうした性格のものであったとすれば、むしろ、そこにおける市民と労働組合との関係がいかなるものであったかを問う必要がある。ここで注意すべきは、労働組合が「公共の利益」としばしば相反するという見方は、ウェッブの後の著作においても一貫していたことである。ウェッブは『産業民主制論』(1897

- 年)において、「人員制限の方策」を追求する労働組合が社会の生産力発展を阻害するとしてこれを批判していたからである(江里口 [1994] 参照)。さらに、TUC などの「政治的連合体」についても、その利益団体としての性質から、「ナショナル・ミニマム」の立法的推進という共通利害を超えて「一般的な社会改革」の主体たりえないことが力説されていた(江里口 [1995-b] 参照)。なお藤井 [1995] は、『産業民主制論』で提唱された「ナショナル・ミニマム」の形成にあたって、シドニーの都市改革構想に含まれていた労働政策をめぐる発想が大きな役割を果たしたと示唆している。貴重な問題提起だと思われる。
- 2) Pope [1989] 訳171頁の図を参照。それによれば、1801年から1851年にかけては、北部工業地帯が、1851年から1901年にかけては中部工業地帯がそれぞれ顕著に発展したことが見て取れる。
 - 3) 海外諸国における内陸鉄道輸送、国際的な蒸気船航路、および冷凍保存方法の開発などにより、イギリスに大量の農・畜産物が流入した。「イギリスでは1868年から1878年の10年間に、小麦の大部分が自国では生産されなくなり、肉の輸入量は消費量の7分の1から半分近くに増大した。」(Court [1954] pp. 200-201, 訳237頁)
 - 4) この点を特に強調する論者としては、Cain & Hopkins [1987] を参照。「1850年以降の時期に関して、製造業部門の生産高の伸びが鈍ることによって引き起こされたイギリス経済の相対的な衰退が議論的になっている。しかし、1870年から1945年の時期にダイナミックな変化を遂げた領域があり、それはロンドンと(イングランド)南東部を中心とするサービス部門であったことはあまり知られていない。」(p. 2, 訳53頁)
 - 5) ロンドン行政州の人口(Mitchell & Deane [1971] pp. 20-21)。Hall [1982] p. 33の図にみられるように、19世紀後半のロンドンの市街地はスプロール現象を見せながら拡大していった。加えて、世紀転換期をさかいに北部工業都市の人口は成長を鈍化させていくのに対し、ロンドンの人口成長は1930年代まで止むことなく続いた(大阪市大 [1985] 5頁)。この意味で、19世紀末において都市化の影響を最も深刻に受けたのは他ならぬロンドンであったと言える。
 - 6) 1835年の「都市自治体法」のもとでは、「3年間法人都市に住むすべての納税者は投票権をもつ」と規定されていた(後藤 [1972] 42頁)。これに対し、中央政界に大きな支配力をもっていたシティの特権的市民が、住民選挙による地方政府の設立に反対したからであった(Young & Garside [1982] pp. 21-23)。
 - 7) チェンバレンは次のように述べていた。「水道事業の買収を考える場合、それは都市の衛生と関連してくるだろう。他方、ガス事業の買収は、都市の収益、つまり財源に関連している」(Briggs [1968] p. 218)。および池田 [1962] 19頁も参照。
 - 8) LCC の有権者資格は、選挙区内で年賃貸価格10ポンド以上の土地・住宅を12カ月間占有して地方税を納め、州から7マイル以内に6カ月間居住した男女と定められた。女性に選挙権が与えられたという意味では、1884年の第3次選挙法改正よりも

革新的であったといえよう（福永 [1986] 49頁）。

- 9) 1889年においてそれまで理論的な指導者であったファースが死去すると、1890年よりシドニーを中心としたフェビアン協会員が「進歩党」において支配力を持つようになる。シドニーは1892年の LCC 第2回選挙において自ら当選し、それ以外にも6人のフェビアンが当選した。以降、シドニーは1895年、1898年、1904年、1907年と当選し、とりわけ LCC 技術教育委員会議長の要職につき、1895年には LSE を設立するなどロンドン教育改革において活躍していった（McBriar [1964] pp. 196-219）。LSE の創設をめぐるウェッブの大学教育改革については、西沢 [1991], [1992], [1994] を参照。
- 10) 19世紀後半の中央政界においては、保守党・自由党の2大政党政治が繰り広げられていた。保守・自由両党にとっては、第2次選挙法改正（1867年）によって選挙権を獲得した労働者階級を自己の陣営に取り込むことが緊急の課題であった。これにいち早く対応した保守党ディズレーリによる「トーリー・デモクラシー」に対抗して、グラッドストンに率いられた自由党も大衆的基盤を広く模索しはじめていた。特にバーミンガムから自由党議員として中央政界入りしたチェンバレンを中心に、1877年に自由党の大衆組織「全国自由党連盟」が結成され、労働者階級の支持層を広げていった。ディズレーリの帝国主義の破綻を契機に「平和外交」を掲げたグラッドストンは、「全国自由党連盟」の支持のもと1880年に政権についた。グラッドストンは1884年に第3次選挙法改正を実行し、農村地区の労働者に選挙権を付与すると同時に、都市部において不平等であった議席数の再配分を行なった。チェンバレンら急進派は、借地農の保護、自作農創設などを掲げた『急進主義綱領（非公認綱領）』（1885年）をもとに、農村地区におけるより一層の社会改革をはかったが、グラッドストンはこうした急進派の動きを牽制しつつ1886年にアイルランド自治法案を提出し、チェンバレンらの党離脱をまねいた。
- 11) Davis [1988] は、1884年の議席最配分および1889年 LCC の創設が、地方政治への政党政治の浸透に大いに寄与したと指摘している（p. 115）。
- 12) 水道当局の具体的な運営について、シドニーは、LCC の直轄ではなく、ロンドン行政州周辺のみドルセックス、ケント、サリーなどの自治体との広域的連合体による運営を提唱している（Webb [1891] p. 36）。
- 13) ガス事業の市営化が LCC の議題にのぼった時、「進歩党」多数は、新興の電気事業との競争を恐れて、それを拒否した。だが、ウェッブらフェビアンは、90年代末まで一貫してガス事業の市営化を主張し続けた（McBriar [1964] p. 225）。ウェッブには、ガスを単に街灯照明だけでなく、家庭内での光熱源にも広く利用していこうという意図があったからであろう。
- 14) 例えば、「1889年の秋から冬にかけて、ほとんどの大都市で、ガス労働者は8時間労働日を要求したストに成功したり、ストを勧告したりした。多くの場合、雇主が1890年の夏に逆襲した」とされている（Labourn [1992] p. 73）。ストの原因につい

て、Hobsbaum [1967] は、労働強化が進展していたこと、および1888-90年の好況をあげている (pp. 190-193, 訳149-152頁)。

- 15) 1890年代の末には、市街鉄道は毎年、のべ約2億8,000万人の乗客を運んだ (Seaman [1973] p. 73, 81頁)。その他、ロンドンにおける重要な交通手段としては、テムズ河蒸気船、1860年に運行を開始した地下鉄、および19世紀前半に支配的であった乗合馬車などがあった。
- 16) 1869年の法律によって、操業から21年を経過した市街鉄道を地方団体が買収することが許可され、すでに多くの地方都市では市街鉄道の公的運営がなされていた。ロンドンにおいても、1891年にはいよいよ第一陣の路線が満了期限を迎えていた。なお1899年以降、LCC は実際に市街鉄道の運行を開始した (Seaman [1973] pp. 70-71, 訳78-79頁)。
- 17) 1889年3月における LCC の決議については、藤井 [1995] を参照した。「本議会は、議会と契約を結ぶどのような個人、企業に対しても、当該トレードで一般に公正と定められている賃金率を支払い、労働時間を守るという誓約の必要を認め、仮に、それに違反しているという告発がなされ、それが事実であると確認された場合、契約は認められないものとする。」(London Country Council, *Minutes of Proceedings*.)
- 18) シドニーは次のようにいう。「市街鉄道労働者全国会議は、不熟練労働者のこの部門を組織化するにあたって、際立った一步をしるした。しかし、労働組合のこうした“全国展開”は、ストライキの武器としてではなく、都市議会や国会議員を教育する手段としてみなされているということは“新組合主義”の重要な精神である」(Webb [1891] p. 75) と。なお労働者がその選挙権を行使する方向について、シドニーは次のように述べていた。「選挙民はみな、もし彼が賃金稼得者や労働組合員であった場合にはなおさらのこと、これらの問題点〔労働者の適切な処遇〕について健全な考えを持っていない候補者には投票すべきではない。労働組合評議会、労働組合幹部・支部は全て、あらゆる候補からこの問題についての明確な回答がなされることに固執したほうがよい」。「労働者の適切な処遇」の内容としてシドニーは、8時間労働日、労働組合賃金率の支払い、団結の自由、7日の1日の休日、残業の禁止、家内労働の禁止などをあげている (Webb [1899] pp. 1-2, [] 内は引用者)
- 19) シドニーは、ドック・ストライキによってロンドンの「モラル・ミニマム」の水準が明確化したことをはっきりと確認していた。「このストライキが、世論に与えた大きな影響として、さらに2つの付随物が注目されなければならない。それは、“ドック労働者の6ペンス”——時給6ペンス——が、ロンドンの“モラル・ミニマム”賃金として明確にされたこと。さらに、3万ポンド以上がオーストラリアでスト賃金として集められ、電報で送金されたことである。」(Webb [1890] p. 54)
- 20) シドニーは「モラル・ミニマム」の確立に、自治体の力が大いに寄与するだろうという展望を明確に持っていた。「学務委員会や州議会における社会主義候補の当選に

については、すでに述べたが、この両団体の事業が標準賃金率を支払わない企業やその他各職業の標準的な慣行に従わない企業によって遂行されることを、両団体ともに禁止する決議をしたことは、世論にさらにいっそう大きな影響を及ぼした。これまで熱心に追求されてきたこの決議によって、労働組合の影響力が大いに強化されるだろうし、さらに進んで賃金の“モラル・ミニマム”率が確立されるだろう。」(Webb [1890] pp. 48-49)

- 21) 『ロンドン・プログラム』では、その他に、病院、市場、住宅の公的な運営が提唱されていた。
- 22) シドニー自身、占有者が支払うレイトの実質的な帰着先について論争があることを認めていた。「不動産所有者を代表して、次のような反論がある。すなわち、占有者に課されるレイトは、占有者が支払いうる、あるいは支払おうとする賃貸料を引き下げることで、実際には不動産所有者の所得に転嫁されると」。だが、シドニーはこうした主張が、あくまで「理論的正常」すなわち完全競争という非現実的な仮定に立脚していること、したがって不動産の「独占」、「経済上の摩擦」といった要素が無視されていることを指摘し、レイトの現実の負担者はあくまで占有者であると主張した(以上、Webb [1891] pp. 152-153)。さらに、所得税シェデュール A (国税、地主不動産所得税)、およびスコットランド、アイルランドのレイト徴収制度においては、占有者から納税代行者(＝所有者)に対する賃貸料・税(レイト)の一括支払いにあたって、税額分を賃貸料から控除する法律が整備されていた。この場合には、賃貸料支払いからの税額控除が確保されるから、実質的な税負担は所有者に帰着することになる。だが、イングランドのレイト徴収においては、こうした法制度が欠如しているために、占有者はレイトの大部分を実質的に負担しているとシドニーは主張する(Webb [1891] pp. 155-158)。
- 23) なお、「不労増分」の地方財源への繰込み以外に、シドニーは、納税代行者(＝所有者)への賃貸料・レイトの一括支払いに際し、賃貸料からのレイトの控除を提唱し、その実効を期して法律を制定するように提案していた。同法が施行されれば、占有者の税負担は減少することは明らかであるが、自治体の税收から見れば以前と変わらない。したがって、追加的な財源の確保のために「不労増分」への課税が必要であるとシドニーは言うのである(Webb [1891] pp. 157-159)。
- 24) 所得税シェデュール A のこと。土生 [1971] 36, 116頁、および佐藤 [1975] 329-331頁を参照。
- 25) 実際、LCC は1890年、1892年、1893年に「地方不動産税」の原理をもちこんだ法案を国会に提出したが、ことごとく否決されている。特に、1893年の法案は、下院で可決された後に、上院で否決されている(藤田 [1975] 40頁)。
- 26) ピアトリスはシドニーとの結婚前の1891年、『イギリスにおける協同組合運動』(Potter [1891])を著し、次のように述べていた。「さらに、もし消費が強制的である場合、組合も強制的になる。もし我々が産業民主主義を維持したいのであれば、水

道、ガス、道路、街灯などの幅広い消費財の提供は、消費者の強制的な組合によって運営されなければならないことは明白である」(Potter [1891] p. 229, 訳314頁)。すなわち、シドニーが『ロンドン・プログラム』で提唱したガス、水道などの市営サービスは、ピアトリスにあっては「強制的消費者協同組合」と捉えられているのである。こうしたピアトリスの見解は、シドニーとの結婚後も採用されている。例えば、「郵便や自治体の水道事業のように消費が一般的で事実上強制的な場合、我々は、営利的な独占体の連合体か、あるいは自治体・国家の市民として組織された強制的協同組合のどちらかを、選択せねばならない。これらのサービスについては、資本主義のオルタナティブは、消費者の自発的な組合ではなく、国家あるいは自治体による社会主義である」(Webb [1902] p. 199) と。なお、「良い労働組合員は、その労働組合運動を、全国的であれ地方的であれ、協同組合運動で補完せねばならない」として、協同組合運動と労働組合運動との相互補完関係が強調されていることも重要である (Webb [1902] p. 202)。

- 27) 1892年5月のLCC決議については藤井 [1995] 93頁を参照した。「すべての契約業者は、契約が執行される地域または諸地域の労働組合によって認められている労働組合賃金率を支払い、労働時間と条件を守るという誓約書に署名することが義務づけられる。この労働時間と賃金は別表として契約に添付され、契約の一部となる。そして、この同意に違反した場合は、ペナルティが課せられる」(London Country Council, *Minutes of Proceedings*.)
- 28) 1892年11月17日「労働に関する王立委員会」(Royal Commission on Labour)において次のようなやりとりがなされていた。(問)「それでは、あなたは次のような言葉に同意しますか。“最大労働時間の規制は‘最低賃金’のはばひろい承認によって補足されねばならない (must)”と。」(シドニー)「それについては全く同意します。“ならない (must)”という言葉によって私が言いたいことは、それがモラル・ミニマム賃金の承認を伴うべきであるということです。LCC は次のような結論にいたりました。すなわち、ロンドンにおける成人労働者への週賃金24シリングがモラル・ミニマム賃金であること。さらに我々は労働者の仕事に関係なく、それ以下を支払わないことを。その理由は、もしそれ以下を支払えばロンドンの非救恤貧民を増大させてしまうからです。……」(問)「……あなたは、最大労働時間が形がどうであれ可能ながぎり法律によって規定されるべきだと主張していますが、あらゆる雇主に標準的最低賃金をはっきり自覚させるべきであるとも思いますか。」(シドニー)「はい、そうです。しかしわたしは、道徳的義務感に訴える以外には、何の提案もしていません」(以上、Royal Commission on Labour [1893] 3780, 3782.)。シドニーは、全国的な最低賃金の必要性を認めていたものの、その立法化についての明確な経済学的根拠を、1892年の時点ではまだ持っていなかったと言える。また、全国的最低賃金は、政治的にもその機が熟していないとシドニーは判断していた。(問)「……あなたは政府による賃金決定原理に賛成しますか。あるいはその点に関して、何かあ

りますか。」(シドニー)「もし労働者がそれを望むなら、私には何ら理論的な反対はありません。しかし、現在のところ、労働者がそれを望んでいるとは思えません。労働者の希望が十分に提出されないかぎりそれは達成できないことは言うまでもありません。」(Royal Commission on Labour [1893] 4481)

- 29) 1892年11月18日「労働に関する王立委員会」において、法定8時間労働日をめぐってアルフレッド・マーシャルとシドニーとの間で次のようなやりとりがあった。(マーシャル)「……しかし、法律なしで済ますことができる場合に、法律を制定することは無分別ではないですか。歴史は、将来に応用できる限りで、官僚機構がある場合には〔産業〕進歩が失われてしまうことを示していますから。」(シドニー)「そうした発言を認めることはできません。私はそれに反論しなければなりません。法律とは一つの害悪であり、より大きな害悪をもたらさずに廃止できる場合には廃止すべきものであるという昔からの主張には全く賛成します。しかし、もちろん、労働時間の法的短縮を要求する人々は、法律がもたらす害悪よりも法律がない場合の害悪の方が大きいと主張しています」(Royal Commission on Labour [1893] 4257, [] 内は引用者)。「経済的自由」を重視するマーシャルからの批判に対し、この段階でのシドニーは、「労働条件の立法的規制」が「産業進歩」に対して持つ意義という観点からは十分な回答ができていない。だが、すでにシドニーは、Webb [1888-a, b] [1889-a] において独自の「産業進歩」論を提出していた。労働組合研究を積み重ねたウェッブは、『産業民主制論』(1897年)において、「産業進歩」に対する「労働条件の立法的規制」の積極的意義を打ち出すことになる(江里口 [1994] [1995-a] 参照)。

- 30) 『産業民主制論』における「コモン・ルールの方策」の経済的效果をめぐる分析については、江里口 [1994] を参照。なお、藤井 [1995] は、「モラル・ミニマム」と「ナショナル・ミニマム」との関連に先駆的に着目している貴重な研究である。だが、藤井 [1995] の主眼は、ウェッブの思想形成過程の追求よりもむしろ、『産業民主制論』の構造的解明に向けられている。そのため、Webb [1895] における「公正賃金」、「モラル・ミニマム」の「経済的意義」をめぐるウェッブの認識の深まりが、その労働組合論の形成過程において果たした役割については触れられていない。

参 照 文 献

- Briggs, Asa. [1968] *Victorian Cities*. Penguin Books Ltd.
 Byrne, Tony. [1981] *Local Government in Britain*, Penguin Books.
 Cain, P. J. & Hopkins, A. G. [1987] 'Gentlemanly Capitalism and British Expansion Overseas: II. new imperialism 1850-1945,' *Economic History Review*, Vol. XL, No. 1. (P. J. ケイン, A. G. ホプキンス著『ジェントルマン資本主義と大英帝国』竹内幸雄・秋田茂訳, 岩波書店, 1994年)
 Court, William H. B. [1954] *A Concise History of Britain from 1750 to Recent*

- Times*. Cambridge University Press. (W. コート『イギリス近代経済史』矢口孝次郎監修, 荒井政治・天川潤次郎訳, ミネルヴァ書房, 1957年)
- Dauntton, M.J. [1988] 'Urban Britain' (in T.R. Gourvish & Alan O'Day (ed.) *Later Victorian Britain*, Macmillan Education.)
- Davis, John. [1988] *Reforming London, The London Government Problem 1855-1900*, Clarendon Press, Oxford.
- 江里口拓 [1994] 「ウェッブ夫妻における“産業進歩”と労働組合」『経済論究』九州大学大学院, 第89号, 7月
- 江里口拓 [1995-a] 「ウェッブ夫妻の労働組合の歴史的背景について」『経済論究』九州大学大学院, 第91号, 3月
- 江里口拓 [1995-b] 「ウェッブにおける労働組合運動改革論と社会立法——『産業民主制論』における“合同”から“連合”への提唱を中心に」『経済論究』九州大学大学院, 第92号, 7月
- 藤井透 [1995] 「コンベンショナル・ミニマム, モラル・ミニマム, ナショナル・ミニマム——『産業民主制論』の形成——」『仏教大学総合研究所紀要』第2号
- 藤田哲雄 [1975] 「19世紀末ロンドンにおける“土地問題”」『社会経済史学』41巻4号
- 福永知全 [1985] 「ウェッブ夫妻の産業民主制論——経済的側面を中心にして——」『西洋史学報』広島大学西洋史学研究会, 11号
- 福永知全 [1986] 「19世紀末のロンドン州 (Contry of London) における政治改革」『史学研究』171号
- 後藤一郎 [1972] 『イギリス地方自治制度論』敬文堂
- 土生芳人 [1971] 『イギリス資本主義の発展と租税』東京大学出版会
- Hall, Peter. [1982] *Urban and Regional Planning*, David & Charles. (Second Edition)
- Hassan, J. A. [1985] 'The Growth and Impact of the British Water Industry in the Nineteenth Century' *Economic History Review*, Vol. XXXVIII, No. 4.
- Hobsbaum, Eric J. [1964] *Labouring Men; Studies in the History of Labour*, (Anchor Books, 1967) (E. J. ホブズホーム著『イギリス労働史研究』鈴木幹久・永井義雄訳, ミネルヴァ書房, 1968年)
- 池田清 [1962] 『政治家の未来像——ジョセフ・チェンバレンとケア・ハーディー』有斐閣
- 犬童一男 [1968] 「ロンドンにおける都市社会主義——その比較論的位置付けの試み」『思想』12月号
- Labourn, Keith. [1992] *A History of British Trade Unionism, c. 1770-1990*, Alan Sutton.
- McBriar, Alan M. [1962] *Fabian Socialism and English Politics: 1884-1914*, Cambridge University Press.

- Matthews, Derek [1986] 'Laissez-faire and the London Gas Industry in the Nineteenth Century: Another Look,' *Economic History Review*, XXXIX, No. 2.
- Mitchell, B.R. & Deane, P. [1971] *Abstract of British Historical Statistics*. Cambridge University Press.
- 西沢保 [1991] 「アシュリー、マーシャルによる経済学・商学教育の制度化」『経済研究』一橋大学, 第42巻, 第2号
- 西沢保 [1992] 「“企業者失敗”とイギリス経済学」『経済研究』第43巻, 第1号
- 西沢保 [1994] 「イギリス経済衰退の奇跡——思想と制度の膠直性——」『経済研究』一橋大学, 第45巻, 第4号
- 岡真人 [1975] 「S. ウェップにおける‘都市社会主義’——“ロンドン・プログラム”を中心に——」『一橋論争』第73巻, 第6号
- 大阪市立大学経済研究所編『世界の大都市 I, ロンドン』東京大学出版会, 1985年
- Pope, Rex. [1989] *Atlas of British Social and Economic History since c. 1700*, Routledge, London. (レックス・ポープ編『イギリス社会経済史地図: 1700年から現代まで』米川伸一・原剛訳, 原書房, 1991年)
- Potter, Beatrice. [1891] *The Co-operative Movement in Great Britain*, Swan Sonnenschein & Co. (Reprint 1987, Gower.) (ビアトリス・ポッター著『消費組合発達史論』久留間鮫造訳, 大原社会問題研究所, 大正14年)
- Reader, W. J. [1964] *Life in Victorian Engrand*, B. T. Bastford Ltd, (W. J. リーダー著『英国生活物語』小林司・山田博久訳, 晶文社, 1983年)
- Royal Commission on Labour. [1893] *Fourth Report, Minutes of Evidence before the Royal Commission sitting as a whole 1893-4*, Vol. XXXIX Part I, (Irish University Press, Series of British Parliamentary Papers, Industrial Relations 43, Shannon, Ireland.)
- Seaman, L. C. B. [1973] *Life in Victorian London*, B. T. Bastford LTD, (L. C. B. シーマン著『ヴィクトリア時代のロンドン』社本時子・三ツ星堅三訳, 創元社, 1987年)
- Young, Ken. & Garside, P. L. [1982] *Metropolitan London: Politics and Urban Change 1837-1981*, Edward Arnold.
- 若松繁信 [1991] 『イギリス自由主義史研究——T. H. グリーンと知識人政治の季節——』ミネルヴァ書房
- Webb, Sidney. [1888-a] 'The Rate of Interest and the Laws of Distribution,' *Quarterly Journal of Economics*, Vol. II, January.
- Webb, Sidney. [1888-b] 'The Rate of Interest,' *Quarterly Journal of Economics*, Vol. II, July.
- Webb, Sidney. [1889-a] 'On the Relation between Wages and the Remainder of

- the Economic Product,' September. (*Essays in the Economics of Socialism and Capitalism*, Edited by R.L. Smyth, Gerald Duckworth & Co. LTD, London, 1964.)
- Webb, Sidney. [1889-b] 'Historic' in *Fabian Essays*, (by G.B. Shaw, S. Webb, G. Wallas, The Lord Olivier, W. Clarke, A. Besant and H. Bland,) 1st ed. 1889, 6th ed. 1962. George and Unwin Ltd, Kraus Reprint, 1979.
- Webb, Sidney. [1890] *Socialism in England*, Swan Sonnenschein & Co.
- Webb, Sidney. [1891] *London Programme*, Swan Sonnenschein & Co.
- Webb, Sidney. [1893] 'What Mr. Gladston Ought to Do?' *Fortneightly Review*.
- Webb, Sidney. [1895] 'The Work of the London County Council' *Contemporary Review*.
- Webb, Sidney. [1899] 'A Labour Policy for Public Authorities,' *Fabian Tract*, No. 37, (1st published in 1891, Revised.)
- Webb, Sidney & Beatrice. [1894] *The History of Trade Unionism*, Longmans & Green. (シドニー・ウェブ, ビアトリス・ウェブ『労働組合運動の歴史』荒畑寒村監訳, 日本労働研究機構発行, 1973年)
- Webb, Sidney & Beatrice. [1897] *Industrial Democracy*, Longmans & Green. (シドニー & ベアトリス・ウェブ『産業民主制論』高野岩三郎監訳, 法政大学出版局, 第3版1990年, 初版1927年)
- Webb, Sidney & Beatrice. [1902] *Problems of Modern Industry*, (New Edition, 1st ed. 1898, Reprint. Books for Libraries Press.)